

令和4年5月26日  
一般社団法人日本病理学会  
理事長 小田義直  
医療業務委員長 佐々木毅

臨床検査技師および口腔病理医（歯科医師）による  
病理診断・病理所見の作成に関する日本病理学会の見解

**【臨床検査技師による生検材料（病理組織）標本の下書きについて】**

※日本病理学会の見解

「生検材料標本」の「所見の報告書の作成（下書き）」に関しては病理診断の本質であり、これを臨床検査技師が現状の資格で行うことに対し、医療安全面から反対の立場を表明します。

<理由>

昨今の医師の働き方改革で、令和3年7月に「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」が厚生労働省より発出されました。

この中で、臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアの「特に推進する技術」として「生検材料標本、特殊染色標本、免疫染色標本等の所見の報告書の作成」が挙げられました。

その詳記は「病理組織検査において、臨床検査技師が、病理医の指示の下、生検材料標本の組織所見、特殊染色標本の染色態度の評価、免疫染色標本等の染色態度の評価又は陽性細胞の計数・定量判定等についての報告書を作成することは可能である。臨床検査技師により作成された報告書については、病理医の確認と承認を受けた上で、臨床医へ報告される必要がある」である。確かに「特殊染色標本」や「免疫染色標本等」は「病理診断の補助」となるものであり、これらに限定した臨床検査技師による所見の報告書の作成は病理医の大きな支援となると考えますが、「生検材料標本」の「所見の報告書の作成」は、「病理診断のコア・本質」であり、臨床検査技師のための研修プログラム（日本病理学会が定めたもの）等が存在していない現状では行うべきではないと考えます。不十分な知識による病理診断業務は、いかに下書きとはいえ最終的な病理診断精度に影響しかねず、日本病理学会としてこれを認めることはできません。

米国では、臨床検査技師による生検材料標本の下書きなどが行われておりますが、資格取得には定められたプログラムの履修・修了が求められています<sup>1)</sup>。

**【歯科医師（口腔病理医）による病理組織標本の下書き、病理診断について】**

※日本病理学会の見解

\* 歯科医師が歯科診療以外の最終病理診断を行う際は、医科の病理医の最終確認、サインア

ウトが必須であるが、歯科診療以外の病理検体であっても「所見の報告書の作成（下書き）」を、歯科医師である口腔病理医（研修中を含む）が行うことは可能である。

<理由>

日本病理学会では歯科医師が口腔病理医を目指す際に、病理診断、所見を記載するための研修プログラムを定め、国民に精度の高い病理診断を届けるために、口腔病理医を希望する歯科医師とともに研鑽して参りました。その研修プログラム修了者に対しては、日本病理学会が口腔病理専門医試験を課し、合格者には口腔病理専門医としての認定を行っております。昭和63年に「口腔病理専門医制度規程」を日本病理学会として定めましたが、その「病理診断に関わる研修についての細則」には、医科の病理医と同様の厳しい研修プログラムを課しております<sup>2)</sup>。研修期間中は、「歯科診療」における質の高い、医師として責任のある歯科領域の病理診断を国民に提供することを目的に、歯科以外の病理組織検体の所見の下書きなどを通して全身疾患についての理解を深める研修も含まれます。もちろん**歯科診療以外の最終病理診断には、医科の病理医の確認を必須**としておりますが、生検材料標本を含む病理組織所見の下書きのタスク・シフト／シェアを任せられるのは、歯科医師である口腔病理医と考えております。

(参考)

1) 米国の「Pathologist's Assistant (PA)」の受験・資格取得

・ 学士号を有すること

・ 各州で行う試験もしくは非営利団体である National Accrediting Agency for Clinical Laboratory Sciences が認定した臨床検査プログラム (NAACLS: 2年間の修士コースに匹敵する PA 養成課程) を履修・修了済みであること

(履修科目、就業年数により、Technician と Technologist に大別される)

2) 「病理診断に関わる研修についての細則 (口腔)」(日本病理学会規定集より抜粋)

・ 日本病理学会の認定する研修施設において、4年以上人体病理学を実践した経験を有すること

・ 口腔病理専門医研修期間に日本病理学会の認定する研修施設において、病理解剖に携わった剖検例を15例以上経験していること

・ 病理組織学的診断(口腔領域、必須)および病理組織学的検討(口腔領域外)を行った生検ならびに手術切除検体1,500例(10例以上の術中迅速症例を含む)以上を経験していること

・ 日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部等の主催(共催)する病理組織診断に関する講習を受講していること

など